

第1章 総則

(目的)

第1条 敬愛大学（以下「本学」という。）は建学の精神「敬天愛人」に基づき、教育基本法及び学校教育法に則り広く知識を授け、深く専門の学芸を教授・研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開する大学教育を施し、もって文化の進展に寄与する有為の社会人を養成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行いその結果を公表するものとする。

2 自己点検・評価の実施体制及び方法については別に定める。

第2章 学部学科・学生定員及び修業年限等

(学部学科)

第3条 本学に次の学部学科を置く。

- (1) 経済学部  
経済学科  
経営学科
- (2) 国際学部  
国際学科
- (3) 教育学部  
こども教育学科
- (4) 情報マネジメント学部  
情報マネジメント学科

(育成する人材)

第3条の2 学部学科ごとの人材育成に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済学部経済学科は、経済学に関する幅広い知識を修得し、実社会で応用できる表現力、コミュニケーション能力、情報収集能力及び経済学的思考力をもって、広く社会に貢献できる人材を育成する。
- (2) 経済学部経営学科は、経営学に関する幅広い知識を修得し、実践的なマネジメント能力及びグローバルな視野を身につけ、広く社会に貢献できる人材を育成する。
- (3) 国際学部国際学科は、国際社会を多角的に理解し、変化する現代を生き抜く力を身につけ、高いコミュニケーション能力を培い、グローバル化する地域社会に貢献できる人材を育成する。
- (4) 教育学部こども教育学科は、幅広く深い教養と豊かな人間性及び子供の教育に関する知識と技能の修得を基盤として、それを活用することができる実践能力に加えて、教育事象を科学的・実証的に考察し、その成果を子供の健全な育成に活かすことのできる人材を育成する。
- (5) 情報マネジメント学部情報マネジメント学科は、経営情報学分野に関する教育研究を通して、現代社会に関する幅広い知識の理解と自己表現や情報活用に関する能力及び社会の一員として望ましい心構えや生涯学習力の修得とともに、事業体の運営や管理に関する知識に加えて、情報処理の原理を科学的に理解し、情報システムの利用による経営内外の関連データを経営戦略の策定や実現のために活用することができる能力を有した人材を育成する。

(学生定員)

第4条 本学の学部学科の定員は次のとおりとする。

(1) 経済学部経済学科	入学定員	130名
	編入学定員（2年次）	1名
	編入学定員（3年次）	1名
	収容定員	525名
経営学科	入学定員	130名
	編入学定員（2年次）	1名

	編入学定員（3年次）	1名
	収容定員	525名
(2) 国際学部国際学科	入学定員	98名
	編入学定員（2年次）	1名
	編入学定員（3年次）	1名
	収容定員	397名
(3) 教育学部こども教育学科	入学定員	72名
	編入学定員（2年次）	1名
	編入学定員（3年次）	1名
	収容定員	293名
(1) 情報マネジメント学部		
情報マネジメント学科	入学定員	50名
	収容定員	200名

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は4年とする。

- 2 8年を超えて在学することはできない。又、編入学、再入学及び転入学の場合は、第13条に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。
- 3 大学の学生以外の者（科目等履修生として大学入学資格を有する者）が、本学において一定の単位を修得した後に、本学に入学する場合で、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(長期履修制度)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し学位の取得を希望する者（以下「長期履修学生」という。）が、本制度の申請を申し出たとき、学長は、審査のうえ長期履修学生として履修を認めることができる。ただし、前条第2項に定める在学年限を超えることはできない。

- 2 長期履修制度に関する必要な事項は別に定める。

### 第3章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて次の2期とする。
  - 前期 4月1日より9月25日まで
  - 後期 9月26日より翌年3月31日まで
- 3 学長が教育上必要と認める場合は、前項の期日を変更することができる。

(休業日)

第7条 学年中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日 5月4日
  - (4) 敬愛の日 6月3日
  - (5) 春季休業 3月24日より3月31日まで
  - (6) 夏季休業 8月1日より9月25日まで
  - (7) 冬季休業 12月21日より翌年1月10日まで
- 2 学長が教育上必要と認める場合は、休業日を変更し、若しくは臨時に休業し、又は休業日に授業を行うことができる。

### 第4章 入学・退学・休学・復学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年又は後期の始めとする。

(入学資格)

第9条 第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者を含む）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定試験に合格した者を含む。）

(6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(7) その他本学において、相当年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(8) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること。その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に定める日以後に修了した者

(入学の出願及び検定料)

第10条 入学志願者は所定の入学願書を提出しなければならない。

2 提出の時期、提出する書類、方法については別に定める。

3 入学検定料については第32条第1項の定めるところによる。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者に対しては選考試験を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、第32条第1項に定める入学金を納入しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第13条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に学長が入学を許可することができる。

2 前項の規定により編入学できる者は次の各号の一に該当する者とし、入学許可人数については学則第4条の規定に定めるところによる。

(1) 他の大学を卒業又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

3 第1項の規定により再入学又は転入学できる者は、本学を中途退学した者又は、他の大学に在学中の者で転入学により当該大学を退学する者とする。

4 第1項の規定により入学を許可された者についての履修方法は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(転部及び転科)

第14条 本学学生で他の学部転部又は他の学科に転科を志願する者は、その旨を学長に願い出なければならない。学長は、当該学部教授会の意見を聴いて許可する。

2 転部及び転科の規程は別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(休学)

第16条 病気及びその他の事由により引き続き3ヶ月以上修学することができないときはその事由を具し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 休学の期間は、その学年の終わり、又は学期の終わりまでとし、特別の事情のある場合は、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

3 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(転学)

第17条 他の大学へ転学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(海外留学)

第18条 外国の大学又は短期大学に留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年に限り第30条第1項に定める期間に算入する。

(復学)

第19条 休学期間中にその事由が消滅したときは、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

(除籍)

第20条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第16条第3項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第21条 本学の授業科目は学科目制とし、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。

2 各学部の教育課程及び授業科目は別に定める。

第21条の2 削除

(授業の方法)

第21条の3 授業科目は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかにより又はこれらの内二以上の併用により行うものとする。

2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の規定により修得することのできる単位数は、第27条第1項、第28条第1項及び第29条第1項に定める認定単位と併せて60単位を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の各号の基準により計算するものとする。

(1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習、実技等についての学修は、30時間から45時間までの範囲で大学が定める授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の併用により行う場合については、前3号の組合せに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず卒業論文、卒業研究及び校外学修等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して適切な単位を授与することができる。

(授業期間)

第23条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は10週又は15週にわたる期間を単位として行う。ただし教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(履修登録単位数の上限)

第24条 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部の年次別の履修登録上限単位数は、別に定める。

## 第6章 単位の認定等

### (試験の評定)

第25条 試験の評定は100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 試験は、筆記試験、論文レポート、試問、その他の方法により行う。

### (単位の授与)

第26条 授業科目を履修した者に対しては、試験に合格した場合に単位を与える。

2 他学部等の授業科目を履修する場合は、学長の許可を得て履修し、単位を修得したときは、相当する科目群の科目として、学長が単位を認定することができる。

### (単位の互換)

第27条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学及び学部間の協議に基づき、当該大学又は短期大学及び学部間の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、60単位を超えない範囲で第30条第1項に定める単位として認定することができる。

3 前2項の規定は、第18条に定める留学の場合に準用する。

### (既修得単位の認定)

第28条 大学・短期大学又は専修学校の専門課程を卒業し又は中途退学した後、本学第1年次に入学した者の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、第30条第1項に定める単位として認定することができる。

2 前項により認定することができる単位は、前条第1項により認定する単位と併せて60単位を超えないものとする。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第29条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし第30条第1項に定める単位として認定することができる。

2 前項により認定できる単位は、第27条第1項及び第28条第1項により認定する単位と併せて60単位を超えないものとする。

## 第7章 卒業等

### (卒業の要件及び学士の学位)

第30条 本学を卒業するためには、別に定める各学部学科の教育課程から124単位以上を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

2 前項による卒業認定は学年末、又は前期末にこれを行うことができる。

3 卒業を認定された者には学士の学位を授与する。

4 学位の授与に関する規程は別に定める。

### (免許状の種類)

第31条 本学において次の教育職員免許状を取得することができる。

#### (1) 経済学部経済学科

中学校教諭一種免許状(社会)

高等学校教諭一種免許状(地理歴史)

高等学校教諭一種免許状(公民)

#### (2) 経済学部経営学科

高等学校教諭一種免許状(商業)

#### (3) 国際学部国際学科

中学校教諭一種免許状(英語)

高等学校教諭一種免許状(英語)

#### (4) 教育学部こども教育学科

小学校教諭一種免許状

中学校教諭一種免許状(国語)

中学校教諭一種免許状(保健体育)

2 教育職員の免許状取得の要件については別に定める。

## 第8章 入学検定料・入学金及び授業料等

(学費等)

第32条 本学の入学検定料、学費及び教職課程履修費の金額は別表1～3のとおりとする。

2 入学検定料、学費及び教職課程履修費等に関する必要な事項は、別に定める。

## 第9章 教職員組織

(教職員)

第33条 本学に学長、学部長、教授、准教授及び事務職員を置く。

2 副学長を置くことができる。

3 前項のほか、講師、助教、助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学長・副学長・学部長の職務)

第34条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

## 第10章 大学運営会議・教授会及び各種委員会

(大学運営会議)

第35条 本学の重要事項を審議するために大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関する必要な事項は別に定める。

(教授会)

第36条 本学各学部の教育研究に関する重要事項を審議するためにそれぞれに教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について、決定を行うに当たり意見を述べるることができる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるることができる。

4 教授会の組織には、准教授、講師及びその他の教職員を加えることができる。

5 教授会に関する必要な事項は別に定める。

(合同教授会)

第37条 学長が必要と認めるとき又は各学部長から特に要請があったときは、学長は合同教授会を招集することができる。

2 合同教授会は、学長が特に必要と認めた大学の重要事項を審議する。

(各種委員会)

第38条 学長が必要と認めるとき、各種委員会等を組織し、それぞれの専門分野について審議研究し、その運営を図ることができる。

2 各種委員会に関する事項は別に定める。

## 第11章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

第39条 本学において特定の授業科目を履修しようとする者については、教育研究に支障のない範囲内において教授会の意見を聴いて科目等履修生として、学長が入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目を試験に合格したときは、第25条及び第26条の規定を準用して当該科目の単位を付与することができる。

3 科目等履修生に関する事項は別に定める。

(特別聴講生)

第40条 他の大学、短期大学との協議に基づき、当該大学又は短期大学の学生を特別聴講生として、学長が入学を許可することができる。

2 特別聴講生に関する事項は別に定める。

(聴講生)

第41条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、学長が聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国籍を有し第9条第3号に該当する者が、本学に入学を希望した場合は、選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、第45条(育英・奨学)に関する規定を除き、正規の学生についての規定を準用する。

3 外国人留学生に関する事項は別に定める。

(委託生)

第43条 公共機関その他から委託生としての入学の申し出のある時は本学の教育、研究に支障のない限り、選考のうえ、学長が入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は別に定める。

(公開講座)

第44条 学術文化の普及のため、本学において公開講座及び課外講座を開講することができる。

2 公開講座及び課外講座に関する事項は別に定める。

## 第12章 育英及び奨学に関する事項

(育英・奨学)

第45条 本学に育英及び奨学に関する制度を置く。

2 育英及び奨学に関する事項は別に定める。

## 第13章 賞罰

(褒賞)

第46条 品行方正、学術優秀又は善行のあった学生に対しては、賞状又は商品を授与し褒賞することができる。

2 褒賞に関する事項は別に定める。

(懲戒)

第47条 本学の規定に違反し、又は学生の本分に反する行為があった学生に対しては懲戒する。懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

2 退学処分は次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 成績不良で学業継続の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由なくして出席不良の者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

3 懲戒に関する事項は別に定める。

## 第14章 附属施設・寄宿舍・厚生施設

(附属施設)

第48条 本学に図書館及び総合地域研究所を置く。

2 各附属施設に関する事項は別に定める。

(寄宿舍)

第49条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する事項は別に定める。

(厚生施設)

第50条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する事項は別に定める。

## 第15章 改正

(改正)

第51条 本学則の改正は、各学部教授会及び大学運営会議の意見を聴いた後、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第24条、第26条については、この限りにあらず。

附 則

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、入学検定料は、昭和56年度入学志願者から、授業料は昭和55年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正は昭和55年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。ただし、第28条の改正については、昭和55年度以降の入学者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、入学検定料については、昭和62年度入学者から適用する。
- 2 第27条の規定に拘らず、当分の間総定員は次の通りとする。

昭和62年度 総定員 500名

昭和63年度 総定員 600名

昭和64年度 総定員 700名

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正は昭和56年度以降の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正は昭和58年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第28条の改正は昭和60年度以降の入学者から適用する。
- 2 第21条第3項および第26条第1項の改正は、平成2年度以降の入学者から適用し、平成元年度以前に入学した者は、なお従前の例による。
- 3 平成元年度以前に入学して教育職員免許状を取得しようとする者については、なお従前の例による。
- 4 第28条の規定に拘らず平成2年度から平成10年度までの間入学定員は次の通りとする。

経済学部経済学科 260名

附 則

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 第21条第2項および第26条第1項の改正は、平成3年度入学者から適用し、平成2年度以前に入学した者はなお従前の例による。
- 3 第27条第1項第2号および第3号の改正は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前に入学した者はなお従前の例による。

4 第28条第1項の改正は、昭和60年度以降の入学者から適用する。ただし、入学検定料については、平成3年度入学志願者から適用する。

5 第29条の規定に拘らず平成3年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

年 度	平成3年度～平成10年度	平成11年度
経済学部経済学科	320名	260名

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第26条第3項の改正は、平成3年度卒業生から適用する。
- 3 第28条第1項の改正は、昭和62年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第28条第1項の改正は、昭和63年度以降の入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項の改正は、昭和63年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項の改正は、平成元年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第29条第1項の改正は、平成2年度入学者から適用する。ただし、検定料については、平成8年度入学志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項の改正は、平成2年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項の改正は、平成3年度入学者から適用する。
- 3 第31条の規定に拘らず平成3年度から平成11年度までの間入学定員は次のとおりとする。

年 度	平成3年度～平成10年度	平成11年度
経済学部経済学科	320名	260名

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項の改正は、平成4年度入学者から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者の施設費については、180,000円とする。
- 3 第31条の規定に拘らず平成3年度から平成11年度までの間入学定員は次のとおりとする。

年 度	平成3年度～平成10年度	平成11年度
経済学部経済学科	320名	320名

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第30条第1項の改正は、平成5年度入学者から適用する。ただし、平成10年度以前の入学者の施設費については、190,000円とする。
- 3 第31条の規定に拘わらず平成12年度から平成16年度までの間入学定員は次のとおりとする。

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
経済学部経済学科	308名	296名	284名	272名	260名

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 第30条第1項に定める別表の改正は、平成17年度入学者から適用する(220,000円)。ただし、平成16年度以前の入学者の施設費については、210,000円とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 国際学部国際協力量科は、改正後の学則第3条第1項第2号の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第33条第1項第6号に規定する施行前における助教授としての在職は、施行後の准教授としての在職とみなす。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第7条第5号の改正は平成17年度入学生から適用する。

3 附則第1項の規定にかかわらず、第30条第1項に定める別表の改正は、平成18年度入学者から適用する(240,000円)。ただし、平成17年度以前の入学者の施設費については、220,000円とする。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 国際学部国際学科の地域こども教育専攻をこども学科に改める。なお、国際学科の国際学専攻及び地域こども教育専攻は、改正後の学則第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当該専攻に在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この学則は、平成23年7月1日から施行する。

2 第11条、第14条、第17条並びに第18条第2項の改正は、平成20年度入学者より適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第31条の改正は、平成24年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年12月11日から施行する。

2 第12条の改正は、平成23年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 経済学部経済学科の現代マネジメント専攻を経営学科に改める。なお、経済学科の経済専攻及び現代マネジメント専攻は、改正後の学則第3条第1項第1号の規定にかかわらず、在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第29条第1項の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者は（「高等学校教諭一種免許状（情報）」）なお従前のおりとする。

4 第30条第1項に定める別表の施設費の分割納入については、平成25年度入学者から適用し、平成24年度までの入学者については、なお従前のおりとする。

5 第31条の規定にかかわらず平成25年度から平成28年度までの間、収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経済学部	経済学科	920名	773名	624名	475名
	経営学科	110名	223名	339名	455名
国際学部	国際学科	580名	474名	419名	386名
	こども学科	190名	262名	284名	284名
合計		1,800名	1,732名	1,666名	1,600名

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第29条第2項の規定は、平成26年度入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第32条第1項に定める別表の入学金、授業料等の改正は、平成28年度入学者（編入学者、転入学者を含む）から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条の2の規定は、平成29年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第32条第1項に定める別表の入学検定料の改正は、平成31年度入学志願者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず平成31年度から平成34年度までの間、収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
経済学部	経済学科	471名	467名	465名	465名
	経営学科	451名	447名	445名	445名
国際学部	国際学科	386名	386名	389名	397名
	こども教育学科	286名	288名	291名	293名
合計		1,594名	1,588名	1,590名	1,600名

3 第31条第1項第1号の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者の経済学部経済学科における高等学校教諭一種免許状（商業）の取得については、なお従前のおりとする。

4 第32条第1項に定める別表の入学検定料の改正は、平成32年度入学志願者から適用する。

5 第42条第2項の規定は、平成31年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第32条第1項に定める別表の入学試験項目の改正は、令和3年度入学志願者から適用する。

3 第32条第1項に定める別表の学費(入学金、授業料、施設費)の改正は、令和3年度入学者(編入学者、転入学者を含む)から適用し、令和2年度以前の入学者はなお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の学則に定める国際学部こども教育学科は、改正後の学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に国際学部こども教育学科に在籍する学生がいなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第4条の規定にかかわらず令和3年度から令和6年度までの間、収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済学部	経済学科	465名	465名	465名	465名
	経営学科	445名	445名	445名	445名
国際学部	国際学科	389名	397名	397名	397名
	こども教育学科	219名	148名	74名	—
教育学部	こども教育学科	72名	145名	219名	293名
	合 計	1,590名	1,600名	1,600名	1,600名

4 第21条の2に定める教育課程表(別表1~4)は、令和3年度入学者(編入学者、転入学者を除く)から適用し、令和2年度以前の入学者の教育課程表については、なお従前のおりとする。

5 第31条第1項第3号の規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者の国際学部国際学科における中学校教諭一種免許状(社会)、高等学校教諭一種免許状(地理歴史)及び高等学校教諭一種免許状(公民)の取得については、なお従前のおりとする。

6 第31条第1項第4号の規定は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者の国際学部こども教育学科における小学校教諭一種免許状の取得については、なお従前のおりとする。

7 第32条第1項に定める別表5の入学検定料の改正は、令和3年度入学志願者から適用する。

8 第32条第1項に定める別表6の学費(入学金、授業料、施設費)及び別表7の教職課程履修費の改正は、令和3年度入学者(編入学者、転入学者を含む)から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第21条第2項、第3項、第4項及び第5項に定める各学部、学科の教育課程の改正は、令和4年度入学者(編入学者、転入学者を除く)から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 3 第21条の2に定める教育課程表(別表1~4)は、令和4年度入学者(編入学者、転入学者を除く)から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。
- 4 第32条第1項に定める別表5の入学検定料の改正は、令和4年度志願者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第21条第2項、第3項、第4項に定める各学部、学科の教育課程の改正及び第21条の2に定める教育課程表(別表1~3)は、令和5年度入学者(編入学者、転入学者を除く)から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず令和6年度から令和9年度までの間、収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
経済学部	経済学科	480名	495名	510名	525名
	経営学科	465名	485名	505名	525名

国際学部	国際学科	397名	397名	397名	397名
教育学部	こども教育学科	293名	293名	293名	293名
合計		1,635名	1,670名	1,705名	1,740名

3 第21条第4項及び第21条の2に定める教育課程表(別紙4)の国際学部国際学科の教育課程表は、令和6年度入学者(編入学者、転入学者を除く)から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

4 第32条第1項に定める学費(別表6)の施設費の改正は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず令和7年度から令和10年度までの間、収容定員は次のとおりとする。

学部	学 科	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
経済学部	経済学科	495名	510名	525名	525名
	経営学科	485名	505名	525名	525名
国際学部	国際学科	397名	397名	397名	397名
教育学部	こども教育学科	293名	293名	293名	293名
情報マネジメント学部	情報マネジメント学科	50名	100名	150名	200名
合計		1,720名	1,805名	1,890名	1,940名

3 第21条第4項、第5項に定める各学部、学科の教育課程の改正及び第21条の2に定める教育課程表(別表1~4)は、令和7年度入学者(編入者、転入学者を除く)から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

4 第32条第1項に定める入学検定料(別表6)の改正は、令和7年度入学志願者から適用する。

5 第32条第1項に定める学費(別表7)及び教職課程履修費(別表8)の改正は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前のおりとする。

附 則

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 第31条第1項第4号の規定及び第32条第1項別表3の改正は、令和8年度入学者から適用し、令和7年度以前入学者については、なお従前のおりとする。

別表1(第32条関係) 入学検定料

項目 / 学部	経済学部	国際学部	教育学部	情報マネジメント学部	摘 要
大学入学共通テスト利用 選抜			10,000円		単願・併願・3併願 共通 ※併願学部数に関係なく、検定料は定額

学校推薦型選抜	16,000円	指定校推薦
	32,000円	公募推薦
総合型選抜	32,000円	
一般選抜	32,000円	2教科方式 単願・併願・3併願 共通 ※併願学部数に関係なく、検定料は定額
	30,000円	外部試験利用方式 単願・併願・3併願 共通 ※併願学部数に関係なく、検定料は定額
外国人留学生選抜	16,000円	指定校推薦
	32,000円	
帰国生・社会人選抜	32,000円	
編入学選抜	32,000円	
特待生選抜	10,000円	大学入学共通テスト利用選抜者のみ

別表2(第32条関係) 学費

項目 / 学部	経済学部	国際学部	教育学部	情報マネジメント学部	摘要
入学金	250,000円				入学時のみ
授業料	780,000円	780,000円	800,000円	800,000円	年額(前期・後期に分けて分割納入することができる)
施設費	310,000円				年額(前期・後期に分けて分割納入することができる)
備考	編入学者、転入学者、再入学者及び科目等履修生の学費については、別に定める				

別表3(第32条関係) 教職課程履修費

項目 / 学部	経済学部	国際学部	教育学部	摘要
教職課程履修費	60,000円	60,000円	—	中学校教諭一種免許状の取得希望者
	50,000円	50,000円	—	高等学校教諭一種免許状の取得希望者
備考				

1. 経済学部で取得可能な教育職員免許状  
中学校教諭一種免許状(社会)  
高等学校教諭一種免許状(地理歴史)  
高等学校教諭一種免許状(公民)  
高等学校教諭一種免許状(商業)
2. 国際学部で取得可能な教育職員免許状  
中学校教諭一種免許状(英語)  
高等学校教諭一種免許状(英語)
3. 教育学部で取得可能な教育職員免許状  
小学校教諭一種免許状  
中学校教諭一種免許状(国語)  
中学校教諭一種免許状(保健体育)